

平成29年度 歳末たすけあい募金助成事業 年末年始地域交流事業実施要綱

南丹市共同募金委員会

1. 目的

「住民同士のつながりづくりを目指した事業」の充実をねらいとして、年末年始に実施される行事を対象に、地域福祉活動団体に助成する。なお、本事業は「歳末たすけあい運動」のもと、歳末たすけあい募金の一部をもとに実施する。

2. 対象団体

南丹市内の非営利団体（ボランティア活動、市民活動、当事者活動等を行う団体）への助成

- * 法人格を有する団体は対象としないが、NPO法人は対象とする。ただし、同一事業で他の民間助成、一般募金助成、市民提案型公募助成を受けている団体や、介護保険事業等国の法令に基づく事業を実施している事業所は除く。
- * 特定の政治・思想活動、暴力団等にかかわる団体は対象としない。

3. 対象事業

年末年始（平成29年12月1日～平成30年1月31日）に実施される事業で、本事業の目的に見合う事業とする。

4. 助成金額

1事業につき 50,000円 以内

5. 対象経費

上記事業実施にかかる、会議費、事務費、備品購入費、交通費等その他事業実施に必要な経費。（備品購入については、活動の発展に役立つかどうかという観点から必要性、使用頻度を考慮する。）

- * ただし、飲食費、人件費は対象外とする。
- * 飲食費については、レクリエーション等で調理して交流する場合の材料については、材料費として計上し、加工品については助成対象外とする。

6. 申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、南丹市共同募金委員会事務局に提出する。

7. 申請受付期限

平成29年11月6日(月)

8. 審査方法

南丹市共同募金委員会が申請書類とヒアリングで審査する。

9. 助成金決定時期・実績報告

助成決定後、助成金を交付する。事業終了後、報告書・決算書を提出すること。

* 活動実施後、決算額が助成額を下回った場合は返金すること。

◆問合せ先 <南丹市共同募金委員会 事務局>

南丹市市民福祉部社会福祉課 福祉総務係 TEL 0771-68-0007

南丹市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 0771-72-3220